

新宿区高齢者火災安全システム事業運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一人暮らし高齢者等に対して、高齢者火災安全システム事業を運営することにより高齢者の生活の安全を確保し、日常生活を支援することを目的とする。

（内容）

第2条 本事業は、前条の目的を達成するため、火災安全システム機器の給付を行う。

（対象者）

第3条 前条の給付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、（3）についてはア～ウのいずれかに該当すること。なお、区長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

（1）区内に住所を有する65歳以上の者。

（2）日常生活を営む上で注意を要する状態にある者で、地域との交流に乏しく、防火の配慮が必要な者。

（3）ア 独居者

イ 同居者のいずれも65歳以上である世帯の者

ウ 同居する者の就労等により、日中若しくは夜間時に65歳以上の者のみとなる世帯の者

（申請）

第4条 前条に該当し、本事業の利用を希望する者は、高齢者火災安全システム申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

（決定）

第5条 区長は、前項の申請を受けた場合は、第3条の要件に該当するかを調査し、火災安全システムの利用の可否を決定し、高齢者火災安全システム決定通知書（第2号様式）を申請者に通知する。

（火災安全システム機器の給付及び設置等）

第6条 区長は、前条の規定により、火災安全システムの利用を決定した者（以下「利用者」という。）に対し、次の各号に定める火災安全システム機器のうち、利用の必要が認められた機器を給付する。ただし、同一年度に二種類以上の機器の給付はしないものとする。

（1）火災警報器

（2）ガス安全システム

（3）電磁調理器

（利用者負担額）

第7条 利用者は、機器の給付の際及び高齢者緊急通報システム事業の専用通報機との配線工事の際、機器及び設置費用（消費税等含む）に10分の1を乗じた金額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、利用者負担額として区の指定した業者に対して支払うものとする。

2 利用者は、利用者負担額が記載された高齢者火災安全システム機器設置確認書（第3号様式）を区の指定した業者を通じて区長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担額を負担することを要しない。

(1) 当該年度（4月から6月までの利用者負担額については、前年度とする。）の住民税が非課税であるとき

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けているとき

(3) 前2号に準ずる状況にあると区長が認めるとき

（火災自動通報の設置）

第8条 区長は、高齢者緊急通報システム事業で消防庁システムを既に設置している者のうち、火災自動通報の設置を希望する者に対し、当該対象者の申請があった場合は、火災自動通報の設置をすることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。